

高度プロフェッショナル制度に関する報告の状況（令和7年3月末時点）

1 決議事業場数及び対象労働者数（※1）

| 業務の種類（※2） | 決議事業場数 | 対象労働者数 |
|----------------------------|------------|--------|
| ①金融商品の開発の業務 | 1事業場 | 1人 |
| ②ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務 | 6事業場 | 70人 |
| ③証券アナリストの業務 | 3事業場 | 25人 |
| ④コンサルタントの業務 | 26事業場 | 1,284人 |
| ⑤新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務 | 6事業場 | 10人 |
| ①～⑤計 | 36事業場（34社） | 1,390人 |

（※1） 令和7年3月31日までの間に受理した各事業場の直近の決議届（労働基準法第41条の2第1項に基づき、高度プロフェッショナル制度に係る労使委員会の決議を労働基準監督署長に届け出ることとされているもの）に基づき厚生労働省において集計したものである。なお、各種情報から同制度の廃止等を確認した事業場は除外している。同一事業場において複数の業務を同制度の対象としている場合、業務ごとに1事業場として集計しているため、①～⑤の決議事業場数を足し上げた数と①～⑤計は一致しない。

（※2） 業務の種類のうち、「①金融商品の開発の業務」とは労働基準法施行規則第34条の2第3項第1号に定める「金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務」を指し、「②ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務」とは同項第2号に定める「資産運用（指図を含む。以下この号において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務」を指し、「③証券アナリストの業務」とは同項第3号に定める「有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務」を指し、「④コンサルタントの業務」とは同項第4号に定める「顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務」を指し、「⑤新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務」とは同項第5号に定める「新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務」を指す。

2 健康管理時間の状況

(※3) (※4)

| 業務の種類 | 1か月当たりの健康管理時間の最長 (※6) | 1か月当たりの健康管理時間の平均 (※7) | 1か月当たりの健康管理時間の平均 (※7) | 1か月当たりの健康管理時間の平均 (※7) |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①金融商品の開発の業務 (※5) | — | — | — | — |
| ②ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務 | 100H以上～200H未満 | 1事業場 | 100H以上～200H未満 | 3事業場 |
| | 200H以上～300H未満 | 3事業場 | 200H以上～300H未満 | 2事業場 |
| | 300H以上～400H未満 | 1事業場 | 300H以上～400H未満 | 0事業場 |
| ③証券アナリストの業務 | 100H以上～200H未満 | 0事業場 | 100H以上～200H未満 | 0事業場 |
| | 200H以上～300H未満 | 0事業場 | 200H以上～300H未満 | 3事業場 |
| | 300H以上～400H未満 | 3事業場 | 300H以上～400H未満 | 0事業場 |
| ④コンサルタントの業務 | 100H以上～200H未満 | 0事業場 | 100H以上～200H未満 | 11事業場 |
| | 200H以上～300H未満 | 9事業場 | 200H以上～300H未満 | 7事業場 |
| | 300H以上～400H未満 | 8事業場 | 300H以上～400H未満 | 0事業場 |
| | 400H以上～500H未満 | 1事業場 | 400H以上～500H未満 | 0事業場 |
| ⑤新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務 | 100H以上～200H未満 | 1事業場 | 100H以上～200H未満 | 3事業場 |
| | 200H以上～300H未満 | 2事業場 | 200H以上～300H未満 | 0事業場 |
| ①～⑤計 | 100H以上～200H未満 | 2事業場 | 100H以上～200H未満 | 17事業場 |
| | 200H以上～300H未満 | 14事業場 | 200H以上～300H未満 | 12事業場 |
| | 300H以上～400H未満 | 12事業場 | 300H以上～400H未満 | 0事業場 |
| | 400H以上～500H未満 | 1事業場 | 400H以上～500H未満 | 0事業場 |

- (※3) 令和7年3月31日までの間に受理した各事業場の直近の定期報告（労働基準法第41条の2第2項に基づき、健康管理時間の状況等を6か月以内ごとに労働基準監督署長に報告することとされているもの）に基づき厚生労働省において集計したものである。なお、各種情報から高度プロフェッショナル制度の廃止等を確認した事業場は除外している。同一事業場において複数の業務を同制度の対象としている場合、業務ごとに1事業場として集計している。
- (※4) 「健康管理時間」は、対象労働者が事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間との合計の時間。労使委員会が除くことを決議しない場合、健康管理時間には、事業場内における休憩時間等も含まれ得る。
- (※5) 「①金融商品の開発の業務」については、直近の定期報告において、制度の適用労働者が認められなかつたことから、「-」と記載している。
- (※6) 「1か月当たりの健康管理時間の最長」は、定期報告に記載された健康管理時間が最長であった労働者の時間数（当該報告の対象期間中に対象業務に従事した適用労働者の中で1か月当たりの健康管理時間数が最長であった者の1か月当たりの健康管理時間数）を100時間単位で分類して集計したものである。
- (※7) 「1か月当たりの健康管理時間の平均」は、定期報告に記載された健康管理時間の平均の時間数（当該報告の対象期間中に対象業務に従事した適用労働者全員の1か月当たりの健康管理時間数の平均値）を100時間単位で分類して集計したものである。

3 選択的措置等の実施状況 (※ 3)

| 選択的措置の実施状況 (※ 8) | 内訳 |
|--|-------|
| ①勤務間インターバルの確保(11時間以上) + 深夜業の回数制限（1か月に4回以内） | 0事業場 |
| ②健康管理時間の上限措置（1週間当たり40時間を超えた時間について、1か月について100時間以内又は3か月について240時間以内とすること） | 4事業場 |
| ③1年に1回以上の連続2週間の休日を与えること（本人が請求した場合は連続1週間×2回以上） | 17事業場 |
| ④臨時の健康診断（1週間当たり40時間を超えた健康管理時間が1か月当たり80時間を超えた労働者又は申出があった労働者が対象） | 9事業場 |

| 健康・福祉確保措置の実施状況 (※ 9) | 内訳 |
|---------------------------------------|-------|
| ①「選択的措置」のいずれかの措置（選択的措置において決議で定めたもの以外） | 4事業場 |
| ②医師による面接指導 | 3事業場 |
| ③代償休日又は特別な休暇の付与 | 1事業場 |
| ④心とからだの健康問題についての相談窓口の設置 | 17事業場 |
| ⑤適切な部署への配置転換 | 0事業場 |
| ⑥産業医等による助言指導又は保健指導 | 4事業場 |

(※ 8) 選択的措置とは、労働基準法第41条の2第1項第5号において、労使委員会の決議等で定めるところにより使用者が講ずることとされている措置をいう。本表は、令和7年3月31日までの間に受理した各事業場の直近の定期報告に記載された「選択的措置の実施状況」を集計したものである。同一事業場において複数の業務を高度プロフェッショナル制度の対象としている場合は業務ごとに1事業場として集計しており、また、同一事業場における同一の対象業務について複数の選択的措置が実施されている場合はそれぞれの選択的措置の実施状況ごとに1事業場として集計している。

(※ 9) 健康・福祉確保措置とは、労働基準法第41条の2第1項第6号において、対象労働者の健康管理時間の状況に応じて当該対象労働者の健康及び福祉を確保するため、労使委員会の決議で定めるところにより使用者が講ずることとされている措置をいう。本表は、令和7年3月31日までの間に受理した各事業場の直近の定期報告に記載された「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」を集計したものである。同一事業場において複数の業務を高度プロフェッショナル制度の対象としている場合は業務ごとに1事業場として集計しており、また、同一事業場における同一の対象業務について複数の健康・福祉確保措置が実施されている場合はそれぞれの健康・福祉確保措置の実施状況ごとに1事業場として集計している。

法的効果

- 対象労働者については、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用除外となる。

1 対象となる業務（5業務）

※ 業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示を受けて行うものを除く。

- 金融商品の開発の業務
- ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務
- 証券アナリストの業務
- コンサルタントの業務
- 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

2 対象となる労働者に関する要件

- 対象業務に常態として従事していること
- 使用者との合意に基づき、書面により、職務が明確に定められていること
- 年収が、1,075万円以上であること
- 制度のしくみや期間、賃金額を示した上で、対象労働者本人から書面で同意を得ること

3 制度導入時及びその後の運用における手続

- 労使の代表者による労使委員会で、対象業務、対象労働者の範囲、健康確保のための措置の内容等に關し、決議を行い、労基署に届出を行う
- 決議の有効期間の始期から起算して一定期間（6か月以内）ごとに、健康管理時間の状況、選択的措置等の実施状況について、労基署に報告を行う

4 健康確保のための措置

- (1)～(3)の措置を実施していない場合は、制度が無効となる。
 - (1) 対象労働者の健康管理時間（事業場内で過ごした時間 + 事業場外で労働した時間）を客観的な記録方法で把握すること
 - (2) 休日を、年間104日以上、かつ、4週間を通じ4日以上付与すること
 - (3) 選択的措置の実施：次のいずれかの措置を決議で定め実施すること
 - ・勤務間インターバル（11時間以上）の確保 + 深夜業の回数制限（月4回以内）
 - ・健康管理時間の上限措置（週40時間を超える部分の合計について、月100時間以内又は3か月240時間以内とすること）
 - ・連続2週間の休日を年に1回以上付与
 - ・臨時の健康診断の実施（対象は、自ら申し出た労働者又は健康管理時間のうち週40時間を超える部分の合計が月80時間を超えた労働者）
- (4) 健康・福祉確保措置の実施：次のいずれかの措置を決議で定め実施すること
 - ・上記の選択的措置のいずれかの措置（選択的措置として実施するものを除く。）
 - ・医師による面接指導（※）
 - ・代償休日又は特別な休暇の付与
 - ・健康問題についての相談窓口の設置
 - ・適切な部署への配置転換
 - ・産業医等による助言指導又は保健指導

※ この他にも、健康管理時間のうち、週40時間を超える部分の合計が月100時間を超えた労働者には、労働安全衛生法に基づき、本人の申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を実施しなければならない。

高度プロフェッショナル制度に関する専用相談窓口一覧

参考

| 部署名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|----------|------------------------------------|----------------------------------|
| 北海道労働局 労働基準部監督課 | 060-8566 | 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 幌帆第1合同庁舎9階 | 011-709-2311 (内線: 3543, 3545) |
| 青森労働局 労働基準部監督課 | 030-8558 | 青森県青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎2階 | 017-734-4112 |
| 岩手労働局 労働基準部監督課 | 020-8522 | 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階 | 019-604-3006 |
| 宮城労働局 労働基準部監督課 | 983-8585 | 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 | 022-299-8838 |
| 秋田労働局 労働基準部監督課 | 010-0951 | 秋田県秋田市山王7丁目1-3 秋田合同庁舎3階 | 018-862-6682 |
| 山形労働局 労働基準部監督課 | 990-8567 | 山形県山形市香澄町3丁目2-1 山交ビル3階 | 023-624-8222 |
| 福島労働局 労働基準部監督課 | 960-8513 | 福島県福島市花園町5番46号 福島第二合同庁舎3階 | 024-536-4602 |
| 茨城労働局 労働基準部監督課 | 310-8511 | 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階 | 029-224-6214 |
| 栃木労働局 労働基準部監督課 | 320-0845 | 栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 | 028-634-9115 |
| 群馬労働局 労働基準部監督課 | 371-8567 | 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 | 027-896-4735 |
| 埼玉労働局 労働基準部監督課 | 330-6016 | 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクリス・タワー15階 | 048-600-6204 |
| 千葉労働局 労働基準部監督課 | 260-8612 | 千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 | 043-221-2304 |
| 東京労働局 労働基準部監督課 | 102-8306 | 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎13階 | 03-3512-1612 |
| 神奈川労働局 労働基準部監督課 | 231-8434 | 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階 | 045-211-7351 |
| 新潟労働局 労働基準部監督課 | 950-8625 | 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階 | 025-288-3503 |
| 富山労働局 労働基準部監督課 | 930-8509 | 富山県富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 | 076-432-2730 |
| 石川労働局 労働基準部監督課 | 920-0024 | 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合 同庁舎5階 | 076-265-4423 |
| 福井労働局 労働基準部監督課 | 910-8559 | 福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階 | 0776-22-2652 |
| 山梨労働局 労働基準部監督課 | 400-8577 | 山梨県甲府市丸の内1-1-11 | 055-225-2853 |
| 長野労働局 労働基準部監督課 | 380-8572 | 長野県長野市中御所1-22-1 | 026-223-0553 |
| 岐阜労働局 労働基準部監督課 | 500-8723 | 岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階 | 058-245-8102 |
| 静岡労働局 労働基準部監督課 | 420-8639 | 静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階 | 054-254-6352 |
| 愛知労働局 労働基準部監督課 | 460-8507 | 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 | 052-972-0253 |
| 三重労働局 労働基準部監督課 | 514-8524 | 三重県津市島崎町327番地2 津市第2地方合同庁舎4階 | 059-226-2106 |

| 部署名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|----------|----------------------------------|--------------|
| 滋賀労働局 労働基準部監督課 | 520-0806 | 滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階 | 077-522-6649 |
| 京都労働局 労働基準部監督課 | 604-0846 | 京都府京都市中京区西院町通御池上ル金吹町451 | 075-241-3214 |
| 大阪労働局 労働基準部監督課 | 540-8527 | 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館9階 | 06-6949-6490 |
| 兵庫労働局 労働基準部監督課 | 650-0044 | 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階 | 078-367-9151 |
| 奈良労働局 労働基準部監督課 | 630-8570 | 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎3階 | 0742-32-0204 |
| 和歌山労働局 労働基準部監督課 | 640-8581 | 和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階 | 073-488-1150 |
| 鳥取労働局 労働基準部監督課 | 680-8522 | 鳥取県鳥取市富安2丁目89-9 | 0857-29-1703 |
| 島根労働局 労働基準部監督課 | 690-0841 | 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階 | 0852-31-1156 |
| 岡山労働局 労働基準部監督課 | 700-8611 | 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎1階 | 086-225-2015 |
| 広島労働局 労働基準部監督課 | 730-8538 | 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館5階 | 082-221-9242 |
| 山口労働局 労働基準部監督課 | 753-8510 | 山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階 | 083-995-0370 |
| 徳島労働局 労働基準部監督課 | 770-0851 | 徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎 | 088-652-9163 |
| 香川労働局 労働基準部監督課 | 760-0019 | 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 | 087-811-8918 |
| 愛媛労働局 労働基準部監督課 | 790-8538 | 愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階 | 089-935-5203 |
| 高知労働局 労働基準部監督課 | 781-9548 | 高知県高知市南金田1-39 | 088-885-6022 |
| 福岡労働局 労働基準部監督課 | 812-0013 | 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 | 092-411-4862 |
| 佐賀労働局 労働基準部監督課 | 840-0801 | 佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎4階 | 0952-32-7169 |
| 長崎労働局 労働基準部監督課 | 850-0033 | 長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階 | 095-801-0030 |
| 熊本労働局 労働基準部監督課 | 860-8514 | 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 | 096-355-3181 |
| 大分労働局 労働基準部監督課 | 870-0037 | 大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階 | 097-536-3212 |
| 宮崎労働局 労働基準部監督課 | 880-0805 | 宮崎県宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階 | 0985-38-8834 |
| 鹿児島労働局 労働基準部監督課 | 892-8535 | 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階 | 099-223-8277 |
| 沖縄労働局 労働基準部監督課 | 900-0006 | 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 | 098-868-4303 |